

妊婦のための支援給付



「妊婦支援給付金」

を支給します



亀山市では妊娠時から全ての妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等、身体的・精神的ケアを行う「妊婦等包括相談支援事業」と経済的支援として「妊婦支援給付金」を支給します。

1回目給付(めばえ)

対象者：妊娠届出時（申請時）に亀山市に住所があり、次の①～③のすべてにあてはまる人

- ① 令和7年4月1日以降に妊娠届を出した人
- ② 妊娠の届出時に妊婦等包括相談支援事業の面談を受けた人
- ③ 他の自治体で「妊婦支援給付金」に相当する給付を受けていない人

支給額 5万円

申請期限：心拍が医療機関で確認後2年以内

2回目給付(あおば)

対象者：出産時または出産予定日8週間前（申請時）に亀山市に住所があり、次の①～③のすべてにあてはまる人

- ① 令和7年4月1日以降にお子さんを出産した人（流産、死産になった場合も対象）
- ② 赤ちゃん訪問時などに妊婦等包括相談支援事業の面談・アンケートを受けた人
- ③ 他の自治体で「妊婦支援給付金」に相当する給付を受けていない人

支給額 5万円

申請期限：出産予定日の8週間前の日から2年以内

支給までの流れ

「妊婦支援給付金」の支給を受けるためには、**申請が必要**です

- ① 1回目給付(めばえ)：亀山市で妊娠の届出時などに面談・アンケートを受けます
2回目給付(あおば)：赤ちゃん訪問時などに面談・アンケートを受けます
- ② 面談・アンケートを受けた人に、『申請書』をお渡します
- ③ 『申請書』が届いたら、申請してください
- ④ 申請後、1～2か月で指定口座に振り込みます

＊問合せ先＊

子ども総合支援課 母子保健グループ

TEL：0595-98-5003 ※平日 8:30～17:15

妊婦等包括相談支援事業

全ての妊婦や子育て世帯を対象に、保健師等が面談・アンケートを行います

内容

- 妊娠届出時等の面談・アンケート
 - 妊娠8か月前後のアンケート・希望者への面談
- ※保健師からお声がけする場合があります。
- 赤ちゃん訪問時などの面談・アンケート

